

健 発 0 8 2 7 第 8 号  
平成 22 年 8 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第97号)が、本年8月27日に公布され、同日から施行されたところである。

今回の改正の概要等については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

(1) 過去に接種を受けなかった者に対する接種機会の確保

本改正は、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)第15条に規定する日本脳炎の第1期予防接種(2回の初回接種及び1回の追加接種)について、予防接種の勧奨を差し控えたことにより3回の接種を受けていない者に対して、次に掲げる区分に応じて、残りの予防接種を受けた場合の特例を設けたこと。

①平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種のうち3回の接種を受けていない者(接種を全く受けていない者を除く。)(附則第4条第1項関係)

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条の2の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第1号又は第2号に規定する者(生後6月から生後90月に至るまでの間にある者及び9歳以上13歳未満の者)が、6日以上の間隔をおいて残りの接種を受けたときは、第15条に規定する日本脳炎の第1期の予防接種を受けたものとみなすこととしたこと。

②平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種を全く受けていない者(附則第4条第2項関係)

予防接種法施行令第1条の2の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄第2号に規定する者(9歳以上13歳未満の者)が、第15条の例によって接種を受けたときは、第15条に規定する日本脳炎の第1期の予防接種を受けたものとみなすこととしたこと。

(2)使用するワクチンの追加及び削除(第15条、第16条関係)

予防接種実施規則第15条及び第16条から「日本脳炎ワクチン」を削除するとともに、同令第16条に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を追加することとしたこと。

2 留意事項

(1)積極的な勧奨について

平成22年4月1日から、予防接種実施規則第15条に規定する第1期予防接種の標準的な接種期間に該当する者に対する初回接種について積極的な勧奨を再開しているところであるが、今般の改正により設けた特例の対象者に対する積極的な勧奨の有無については、今後、検討してお知らせすること。

(2)その他

今般の改正により設けた特例に係る具体的な接種方法や接種回数の方等については、通知等で示すこととする。

3 施行期日

公布の日(平成22年8月27日)から施行する。